

事業別の環境配慮事項の現行・改定案対照表

現 行	改 定 案
<p>【別添 2】 事業別の環境配慮事項</p> <p>1 共通項目 事業地や路線の選定、土地の改変や施設の設置等に当たっては、周辺の土地利用や公共交通機関等の各種都市基盤の整備状況との整合を図る。 自然度の高い地域での事業や自然の著しい改変を伴う事業、歴史的文化的資源の保存に著しい影響を及ぼすような事業はできるだけ避ける。 施設の建設等に当たっては、<u>廃棄物の発生制御、リサイクル及び適正処理を推進するとともに、再生資源の利用や長寿命型及び省エネルギー型の建築物の導入に努める。</u></p> <p>地域の水循環の保全やヒートアイランド現象の緩和のため、できるだけ自然の地表面や緑地を保全するとともに、舗装に当たっては、コンクリート等による被覆をできるだけ少なくする工夫や、透水性舗装等の雨水を地下に浸透しやすい設備の設置に努める。</p> <p>2 交通系の事業 道路、鉄道等の路線の設定に当たっては、将来の土地利用の変化を想定した適切な設定を行う。また、生物の生息・生育空間を分断することのないように配慮する。 都市内交通体系の整備に当たっては、計画的かつ効率的な推進を図り、交通渋滞の緩和による環境への負荷の低減に努める。 必要に応じて、緑地帯等の緩衝施設帯や遮音壁の設置、低騒音舗装の施工を行うなど、周辺的生活環境への影響を緩和する。 高架構造とする場合は、電波障害や日照への著しい影響が生じないように配慮する。 構造物の周囲の緑化や色彩、デザインに配慮するなど、良好な景観形成に資するように配慮する。</p> <p>3 住宅系の事業 計画人口や事業規模の設定、事業実施地域の選定が、水質汚濁等の進行や、<u>雨水流出量、廃棄物等</u>の著しい増加を引き起こさないように配慮する。 高層建築物等による電波障害や日照への著しい影響が生じないように配慮する。 周辺から目立ちやすい斜面や尾根部の樹林、水辺や谷筋といった自然的景観資源は残すように努める。 良好な樹林地や水辺をできるだけ保全するとともに、それらを生かした、潤いと安らぎのある空間を形成するように努める。 緑化の推進のほか、建築物や諸施設の色彩、デザインに配慮するなど、良好な景観形成に資するように配慮する。 省エネルギー型施設や自然エネルギーの利用システムを組み込むなど、効率的なエネルギー利用が可能となるよう配慮する。</p>	<p>【別添 2】 事業別の環境配慮事項</p> <p>1 共通項目 （現行どおり） 施設の建設等に当たっては、<u>廃棄物の3R（発生制御（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル））及び適正処理を行うとともに、再生資源の利用や長寿命型及び省エネルギー型設備の導入による温室効果ガス排出量の削減に努める。</u></p> <p>（現行どおり）</p> <p>2 交通系の事業 （現行どおり） 都市内交通体系の整備に当たっては、計画的かつ効率的な推進を図り、交通渋滞の緩和による<u>温室効果ガス排出量の削減など</u>、環境への負荷の低減に努める。</p> <p>（現行どおり）</p> <p>3 住宅系の事業 計画人口や事業規模の設定、事業実施地域の選定が、水質汚濁等の進行や、<u>雨水流出量等</u>の著しい増加を引き起こさないように配慮する。 （現行どおり） 省エネルギー型施設や自然エネルギーの利用システムを組み込むなど、効率的なエネルギー利用により<u>温室効果ガス排出量の削減が可能となるよう配慮する。</u></p>

事業別の環境配慮事項の現行・改定案対照表

現 行	改 定 案
<p>4 商業・事務系の事業</p> <p>事業規模の設定、事業実施地域の選定が、大気汚染、水質汚濁、騒音等の進行や、<u>雨水流出量、廃棄物等の著しい増加を引き起こさないように配慮する。</u></p> <p>高層建築物等による電波障害や日照への著しい影響、ビル風害が生じないように配慮する。また、不適切な照明等によって光害をおこさないように配慮する。</p> <p>周辺道路に新たな交通渋滞を発生させないよう、十分な駐車場の確保、適切な入出庫経路の確保や誘導を実施し、供用後に大気汚染や騒音などの公害が発生しないように配慮する。</p> <p>敷地内の緑化に努めるとともに、建築物等の色彩、デザインに配慮するなど、良好な景観形成に資するとともに、利用者の憩いの場ともなるように配慮する。また、土地の高度利用を図る場合には、総合設計制度などを活用し、十分なオープンスペースの確保に努める。</p> <p>省エネルギー型施設や自然エネルギーの利用システムを組み込むなど、効率的なエネルギー利用が可能となるよう配慮する。</p> <p>製造業者や運送業者等との連携を強化し、多頻度少量配送の見直し、共同配送の推進など、物流の合理化に努める。</p> <p><u>梱包材等の合理化、再利用により、ごみの減量を図るとともに、店舗で発生する資源の分別排出と回収に取り組む。</u></p>	<p>4 商業・事務系の事業</p> <p>事業規模の設定、事業実施地域の選定が、大気汚染、水質汚濁、騒音等の進行や、<u>雨水流出量等の著しい増加を引き起こさないように配慮する。</u></p> <p>（現行どおり）</p> <p>省エネルギー型施設や自然エネルギー<u>を利用したシステム</u>を組み込むなど、効率的なエネルギー利用に<u>より温室効果ガス排出量の削減</u>が可能となるよう配慮する。</p> <p>（現行どおり）</p> <p><u>廃棄物の3R（発生制御（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル））及び適正処理を行う。</u></p>
<p>5 工業系の事業</p> <p>事業規模の設定、事業実施地域の選定が、大気汚染、水質汚濁、騒音等の進行や、雨水流出量、廃棄物等の著しい増加を引き起こさないように配慮する。</p> <p>新製品の開発や新材料の導入など、新たな事業を展開するに当たっては、あらかじめ環境への影響について十分に検討し、新たな公害の発生や廃棄物及びエネルギー消費の増大につながらないようにする。</p> <p>有害化学物質による環境汚染が生じないよう、その製造、保管、使用、廃棄及び輸送に当たっては、適正な管理、処分及び施設の整備を行う。</p> <p><u>工場等のゼロ・エミッションを目指した廃棄物の減量・再資源化と、適正処理の推進に努める。</u></p> <p>工場緑化を推進するなど、良好な景観形成に資するように配慮する。</p> <p>省エネルギー型施設や自然エネルギーの利用システムを組み込むなど、効率的なエネルギー利用が可能となるよう配慮する。</p>	<p>5 工業系の事業</p> <p>事業規模の設定、事業実施地域の選定が、大気汚染、水質汚濁、騒音等の進行や、<u>雨水流出量等の著しい増加を引き起こさないように配慮する。</u></p> <p>新製品の開発や新材料の導入など、新たな事業を展開するに当たっては、あらかじめ環境への影響について十分に検討し、新たな公害の発生や廃棄物及びエネルギー消費、<u>温室効果ガス</u>の増大につながらないようにする。</p> <p>（現行どおり）</p> <p>工場等のゼロ・エミッションを目指し、<u>廃棄物の3R（発生制御（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル））及び適正処理を行う。</u></p> <p>（現行どおり）</p> <p>省エネルギー型施設や自然エネルギー<u>を利用したシステム</u>を組み込むなど、効率的なエネルギー利用に<u>より温室効果ガス排出量の削減</u>が可能となるよう配慮する。</p>
<p>6 農林業系の事業</p> <p>林道整備に当たっては、生物の生息・生育環境や景観など周辺の自然環境の保全等に配慮する。</p> <p>農用地の造成や森林施業に当たっては、下流の利水や生態系に著しい影響を及ぼさないように配慮する。</p> <p>化学肥料や農薬、林業薬剤等の使用に当たっては、種類や使用方法に留意し、できるだけ使用量を少なくするように努める。</p> <p><u>環境に配慮した資材の使用や農業廃棄物の適正処理を進める。</u></p>	<p>6 農林業系の事業</p> <p>（現行どおり）</p> <p>環境に配慮した資材の使用を進め、<u>農業廃棄物の3R（発生制御（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル））及び適正処理を行う。</u></p>

事業別の環境配慮事項の現行・改定案対照表

現 行	改 定 案
<p>7 廃棄物・下水処理系の事業</p> <p>事業規模の設定、事業実施地域の選定が、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、悪臭等を進行させることのないように配慮する。</p> <p>有害化学物質などによる環境汚染が生じないよう、廃棄物や汚泥の処理・処分を適正に行う。</p> <p>焼却灰や<u>下水汚泥の資源化を図るとともに、焼却による余熱や下水熱の有効利用に努める。</u></p> <p>廃棄物処理系の事業については、廃棄物の運搬に際して周辺へ影響を与えないよう、適切な輸送経路の設定や低公害車の導入に努める。</p> <p>下水処理水は、修景用水等として再利用に努める。</p> <p>下水道の雨水系水路において良好な水辺環境や親水性を備えた整備に努める。</p> <p>施設内緑化を推進するなど、良好な景観形成に資するように配慮する。</p>	<p>7 廃棄物・下水処理系の事業</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>温室効果ガス排出量の削減を推進するため、消化ガス・下水熱の有効利用に努め、下水汚泥の焼却に替わる新たな方策の導入を図る。</u></p> <p><u>循環型社会の形成や地球温暖化防止の防止のため、焼却灰の資源化や焼却による余熱の有効利用に努める。</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>下水再生水は、修景用水等として再利用に努める。</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>8 河川・海岸系の事業</p> <p>改修工事等に伴って、水質汚濁等の環境の保全上の支障が生じることのないように配慮する。</p> <p>護岸整備における多自然型工法の採用など、水生生物や水辺植物等の生息・育成区間の確保に努め、地域の健全な生態系の保全・創造に配慮する。なお、工事に際しては、現状の生態系に影響を与えないような工法を検討する。</p> <p>河川や海岸の有する自然浄化機能の維持・回復に配慮した整備事業を推進する。</p> <p>水辺へのアクセスに配慮した親水空間の整備など、自然とふれあえる場の創出を推進する。</p> <p>水辺の緑地やオープンスペースの確保に努めるなど、良好な景観形成に資するとともに、市民の憩いの場となるように配慮する。</p>	<p>8 河川・海岸系の事業</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>9 公園整備事業</p> <p>緑の有する大気浄化機能や水循環の保全機能、ヒートアイランド現象や騒音・振動の緩和など各種の環境保全機能が十分発揮されるよう配慮する。</p> <p>現存する表土や植生を保全・活用するとともに、敷地内の樹林地が適正に維持管理されるよう配慮する。</p> <p>また、歴史的文化的資源の調査を十分に行い、必要に応じてこれを取り込んだ形での一体的な整備となるよう配慮する。</p> <p>市街地における生物の生息・生育空間の核として、各種の生息・育成が可能な環境となるよう配慮する。</p> <p>災害時の緊急避難場所としての機能も踏まえたオープンスペースの確保、良好な景観形成などに資するよう配慮する。</p>	<p>9 公園整備事業</p> <p>(現行どおり)</p>